

四日市市上下水道局告示第 41 号

都市計画法（昭和 43 年法第 100 号）第 62 条第 1 項の規定により、三重県知事から「都市計画事業の変更に係る図書」の写しの送付を受けたので、同法第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 3 年 9 月 3 日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

1 都市計画事業の種類及び名称

四日市都市計画下水道事業

流域関連四日市市第 17 号公共下水道

（北勢沿岸流域下水道（北部処理区）関連四日市市公共下水道）

2 縦覧場所

四日市市堀木一丁目 3 番 18 号

四日市市上下水道局管理部経営企画課

（上下水道局管理部経営企画課）